



キャッシュレス納付手続き

国税庁では、令和7年度(2025年度)末までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目標に取り組んでいるそうです。現状、国税のキャッシュレス納付割合は3割に留まっており、金融機関、税務署等の窓口納付が大半を占めております。

キャッシュレス納付、とりわけダイレクト納付の利用拡大について国税庁も力を入れております。

税理士は納税者に代わり申告書を作成して税務署へ申告書を提出し、納税者は納付期限までに税金を納めます。申告書の提出について、以前は税務署まで持ち込み提出していましたが、最近はほとんどが電子申告(e-Tax)による提出となりました。

近年金融機関の法人取り扱い窓口が減り納税するのに不便となってきています。コロナ禍で窓口の時間も変更ということもあり、納付書を窓口を持っていき納付期限ぎりぎりになって納付するということもなかなか大変な世の中です。できれば外出しないで納付ができればという方も増えてきています。

金融機関に行かなくても納税できる方法をお伝えいたします。

(1) スマホアプリ納付

令和4年12月1日からスマホアプリ納税が出来るようになりました。

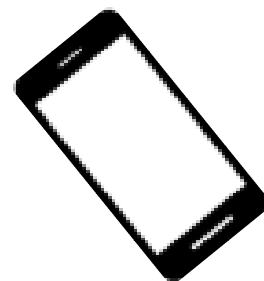
電子申告(e-Tax)を利用して申告書データから納付をする方法です。

事前の手続きは不要でスマートフォンから「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスして「Pay払い」をします。

- ・対象税目は国税なら原則全て対応しております。
- ・一度の納付額は30万円が利用上限です。(利用するPayの上限により制限される場合もあり)

- ・ PayPay d払い au PAY
LINE Payメルペイ Amazon Pay
の6社が対応しております。

個人の方や小規模の法人様には気軽に使えるかもしれません。



(2) ダイレクト納付

法人税、消費税、源泉所得税等の納税をあらかじめ登録している銀行口座から振替納付する制度です。

法人税や消費税等の申告を電子申告した時にそのデータに基づいて納付金額を取り込み納付する方法です。税理士が申告に合わせて納税者に代わり納付手続きすることも出来ます。納付日は申告と同時だけではなく、引落指定日を決めて納付も出来て大変便利です。

インターネットバンキングによる納付と似ていますが、ダイレクト納付はインターネットバンキング契約をしていない銀行から振替納税出来ること、税理士が納税者の代わりに申告とあわせて納税手続きが出来る点が異なります。

手続き

予めダイレクト納付利用届書を所轄税務署へ提出します。約1か月しますと利用できます。



(3) インターネットバンキングによる納付

電子申告をした後に電子申告データを元にして金額を打ち込みそれをインターネットバンキングから納税します。

手続き

予めダイレクト納付利用届書を所轄税務署へ提出します。約1か月しますと利用できます。

金融機関のインターネットバンキング契約が必要です。

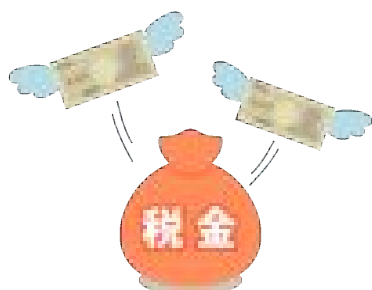
eltaxによるダイレクト納付、インターネットバンキング納付

ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付(以下ダイレクト納付等)はeL-taxによる事前登録が別途必要ですが地方税も利用出来ます。

地方税のダイレクト納付等手続きもしますと法人税等確定申告時に国税、地方税のダイレクト納付等が出来、銀行窓口に行かなくても納税ができます。

また住民税特別徴収の納税も出来ますので給料計算後の毎月10日期日の源泉所得税及び住民税の納付も、ダイレクト納付等が出来ればこちらも窓口に行かなくて済みます。

さらに電子申告で給与支払報告書を市区町村へ提出しますとそのデータが住民税特別徴収額と連動し毎月の市区町村の住民税が自動で取り込めますので非常に便利な機能です。



(4) 振替納税

似たような手続きとして振替納税もあります。個人の所得税や消費税の申告の際に、あらかじめ登録している銀行口座から自動引落としされる制度です。

メリットとしては所得税確定申告及び納付の期限が3月15日であるのに対し、振替納税利用の方は例年4月20日頃に引き落としとなり申告期限から約1か月遅く納付が出来ます。消費税は申告期限が3月31日の為、振替納税利用による納付引落日は4月25日頃になっております。税理士側としても申告書提出が期限ぎりぎりになってもそこから納税まで1か月ありますので納税者のご不便を軽減できます。

手続き

所轄税務署へ事前振替依頼書を提出します。確定申告期限前に届出をしておけばその年以降振替納税を利用できます。電子申告だけでなく、紙による申告書提出にも対応します。

注意点としてはご自身が多額の納税をしている意識が減ってしまうことと、まれに残高不足となったときに未納通知が来るまで未納に気が付かず延滞期間が長くなる可能性があることです。

(5) クレジットカード納付

国税クレジットカードお支払いサイトからお持ちのクレジットカードで納付が出来ます。クレジットカード納付には決済手数料がかかります。カード利用によるポイント還元を期待して納付をされる方もおりますが手数料とポイント還元の差額の損得があります。

事前手続きは不要なため納税額が少額ならスマホ納付、高額ならクレジットカード納付を利用されると良いかと思います。

年末年始の予定

早いもので今年も残すところ1か月を切りました。

当事務所は令和4年12月29日(木)から令和5年1月3日(火)まで年末年始のお休みといたします。

年始は令和5年1月4日(水)より通常どおり業務をいたします。(担当 芝事務所:山本 修)